

●柏崎市地域防災計画 修正案について

地域防災計画とは

地域防災計画は、都道府県、市町村の防災会議が地域の実情に即して作成する災害全般にわたる基本計画であり、災害対策基本法により計画の策定が義務付けられている。国の防災基本計画に基づいて作成し、毎年検討を行い、必要に応じて修正を行う必要がある。

修正の背景

○防災基本計画 修正

- R3(2021).5
- ・災害対策基本法の改正を踏まえた修正
 - ・最近の施策の進展等を踏まえた修正

○新潟県地域防災計画 修正

- R3(2021).6
- 【自然災害等】・防災基本計画の修正を踏まえた修正
 - 【原子力災害】・防災基本計画の修正を踏まえた修正
- R4(2022).3
- 【自然災害等】・防災基本計画の修正を踏まえた修正
 - 【原子力災害】・防災基本計画の修正を踏まえた修正

修正案の概要

1 避難勧告・避難指示の一本化等に関する修正

- 避難勧告を廃止し避難指示への一本化など、避難情報の表記を修正。

2 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえた修正

- 避難者の健康管理、避難所の衛生管理や適切な空間の確保について、パーティション等の感染症対策に必要な物資を明記。

3 原子力災害対策指針の改正及び県の施策の進展を踏まえた修正

- 妊婦、授乳婦、乳幼児等について、避難に要する時間にかかわらず施設敷地緊急事態要避難者であること等、施設敷地緊急事態要避難者の定義の変更を明記。
- 安定ヨウ素剤の避難準備区域（UPZ）における事前配布実施に伴う修正。

今後のスケジュール

令和4(2022)

6月8日(水)	パブリックコメント募集開始	7月7日(木)	パブリックコメント募集終了
6月16日(木)	総務常任委員協議会	7月下旬	防災会議

柏崎市地域防災計画修正案の概要

柏崎市地域防災計画 修正案の概要 （「地震・津波災害対策編」「風水害等対策編」「原子力災害編」）

令和3（2021）年5月の防災基本計画及び令和3（2021）年6月、令和4（2022）年3月の新潟県地域防災計画の修正等を踏まえ、「地震・津波災害対策編」「風水害等対策編」において所要の修正を行う。

令和3（2021）年5月の防災基本計画及び令和3（2020）年7月の原子力災害対策指針並びに令和3（2021）年6月及び令和4（2022）年3月の新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）等の修正等を踏まえ、「原子力災害対策編」において所要の修正を行う。

主な修正項目

1 避難勧告・避難指示の一本化等に関する修正

- 従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を見直し

2 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえた修正

- 感染症の観点を取り入れた避難所での感染予防対策の推進

3 原子力災害対策指針の改正及び県の施策の進展を踏まえた修正

- 施設敷地緊急事態要避難者の定義の明確化
- 安定ヨウ素剤の配布体制の整備における県施策の推進の反映

1 避難勧告・避難指示の一本化等に関する修正

必要な避難行動の明確化

要旨

「風水害等対策」第1編第2章第19節「避難体制整備計画」において、住民がとるべき行動を明確化するため、避難情報の見直しを行う。

第2章第19節 避難体制整備計画

3 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成

(4) 避難指示等の発令の判断基準の設定

カ 市は、市民に対する避難のための準備情報の提供を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、夜間に発令する可能性がある場合は、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。
 なお、避難指示等は次の表に掲げるとおり、三類型に分けられる。

区分	発令時の状況	市民に求める行動
警戒レベル3 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生するおそれがある状況 ・災害リスクのある区域等の要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、指定された避難場所等への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備開始 ・状況に応じて自主避難の開始
警戒レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生するおそれが高い状況 ・災害リスクのある区域等において、通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 ・前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難する(立退き避難又は屋内安全確保) ・通常の避難行動ができる者は、指定された避難場所等への避難行動を開始 ・高齢者等避難の発令後で避難中の市民は、確実な避難行動を直ちに開始 ・未だ避難していない対象市民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は、生命を守る最低限の行動
警戒レベル5 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生又は切迫の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所等への避難がかえって危険である場合は、自宅・施設等及び近隣でとりうる直ちに身の安全を確保するための行動

2 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえた修正

避難所における避難者のプライバシー保護や感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進

要旨

「地震災害対策」第1編第3章第7節において、感染症対策やプライバシー保護の観点から、設置に努めるべき物品を明記

第3章第7節 避難及び避難所対策

17 避難所での感染症予防対策

避難者1人当たり3～4㎡のスペースを目安として、家族単位で区画を確保し、感染症対策やプライバシー保護の観点から、パーティション、段ボールベット等の設置に努める。

また、避難所内には通路を設置し、パーティションが設置できない場合は避難者の区画間をできるだけ2m（最低1m）空けることを意識するよう努める。

3 原子力災害対策指針の改正及び県の施策の進展を踏まえた修正

原子力災害対策指針の改正に伴う施設敷地緊急事態要避難者の定義の明確化

要旨

妊婦、授乳婦、乳幼児等について、避難に要する時間にかかわらず施設敷地緊急事態要避難者であること等、施設敷地緊急事態要避難者の定義の変更を明記

第1章第7節 発電所の状態に基づく緊急事態区分

2 警戒事態

施設敷地緊急事態要避難者とは、即時避難区域（PAZ）内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的措置を実施すべき者として、次に掲げるもの。

ア 要配慮者（高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等その他の特に配慮を要する者をいう。）（イ又はウに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの

イ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者

ウ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

3 原子力災害対策指針の改正及び県の施策の進展を踏まえた修正

安定ヨウ素剤の配布体制の整備における県施策の推進の反映

要旨

安定ヨウ素剤の事前配布を即時避難区域（PAZ）から避難準備区域（UPZ）に拡大することによる修正

第2章第11節 原子力災害医療体制

3 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備

県及び市は、医療機関等と連携して、原子力災害発生時において、速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう、原子力災害対策指針を参考に、原子力災害対策重点区域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制及び緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備する。

● 柏崎市水防計画 修正案について

水防計画とは

水防計画は、指定水防管理団体たる市が、水防法の規定に基づき、水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、市域にかかる洪水、津波等に際し、水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することも目的として定めるものである。

修正の背景

○R3(2021).5 新潟県水防計画 修正

- 簡易型河川監視カメラの新設
- 重要水防箇所評定基準（案）の改正

○R3(2021).6 柏崎地域振興局地域整備部管内水防計画 修正

- 災害対策基本法の改正に伴う避難情報の修正

修正の概要

1 簡易型河川監視カメラの設置

- 鯖石川、別山川、鵜川に簡易型監視カメラを新設（10台）

2 災害対策基本法の改正に伴う避難情報の修正

- 避難勧告を廃止し避難指示への一本化など、避難情報の表記を修正

3 重要水防箇所法定基準（案）の修正

- 重要水防箇所評定基準（案）の改正に伴う修正

4 機構改革による修正及び資機材数を計画に反映

- 市機構改革に伴う名称の修正
- 市及び新潟県（柏崎地域振興局）における水防備蓄資材等の数量変更